

## 計算リソースについて

経済産業省 商務情報政策局

本事業では、計算リソースの利用料とデータ整備に必要な費用（ただし外注費に限る）が助成対象となります。

そのうち、計算リソース利用料は、GPU リソースと GPU リソース以外の計算リソースの費用が対象となります。提案時に、基盤モデル開発に必要な計算リソースの費用を計算リソース提供事業者と調整の上、計算リソースの種類、利用期間、費用等を申請書に記載し提出すること。その際、将来の為替変動を考慮した金額で申請することを認めます（ただし、その際の為替想定を明記すること）。

この際の計算リソース利用料には、①基盤モデル開発（基盤モデルとは、フルスクラッチで開発したモデル、既存モデル（国内で開発されたものに限らない）を事前追加学習したモデル、国内で開発された基盤モデルをファインチューニングしたモデルを指し、その開発に必要なデータ整備を含む）、②基盤モデル開発に不可欠なモデルの外部提供に必要な環境構築（RAG や Agent 等のツール構築、サービス提供に必要なインターフェースの開発）、③基盤モデル開発に不可欠なモデルの外部提供（ただし無償での提供に限る）の実証に必要な推論基盤に必要な計算リソースの利用料が含まれます。

本事業への申請にあたって、申請内容に上記①が含まれることは必須とします。その上で、①から③の内容を、複数の事業者が共同で実施することを認めます。

GPU リソースの確保の方法は、「(1) 提案者が計算リソース提供事業者と個別に調整し直接確保」と「(2) 経済産業省が計算リソース提供事業者から一括で確保し提案者に提供」の2種類があります。このうち、(1)の調達方法を提案することは必須とし、希望する提案者は(2)の調達方法を提案することも可能です。ただし、(1)と(2)で提案する計算リソースについては、必ずしも同じである必要はありません。また、GPU リソース以外の計算リソースについては、(1)(2)いずれの場合でも、各提案者が計算リソース提供事業者と個別に調整し、直接調達することになります。ただし、学術機関等（国公立研究機関、国立大学法人等及びこれらに準ずる機関）から計算リソースを調達することはできません。

**(1) 提案者が計算リソース提供事業者と個別に調整し直接確保【必須】**

上記①から③に必要な GPU リソースを含めた計算リソースについて、各提案者がそれぞれ希望する計算リソース提供事業者と個別に交渉し提案をお願いいたします。審査においては、計算リソース調達が具体的に計画できているかも審査の対象となるため、公募期間中に計算リソース提供者と調整の上、使用する計算リソース量や利用期間、価格、計算リソース提供者との調整状況等について、できる限り具体的に申請書に記載の上、提出をお願いいたします。

なお、補助対象となる計算リソースの利用量や利用期間について、研究開発期間であれば、計算リソース提供事業者と個別に交渉の上、各自で設定することが可能です。研究開発期間については、10月中旬（P）から6ヶ月の予定です。

**(2) 経済産業省が計算リソース提供事業者から一括で確保し提案者に提供【選択可能】**

計算リソースのうち GPU リソースについては、経済産業省が計算リソース提供事業者から一括で確保するものを希望することも可能です。ただし、GPU リソース以外の計算リソースについては、各提案者が計算リソース提供事業者と個別に調整し、直接調達することになります。

本事業実施のために確保する GPU リソースは、NVIDIA 社製 H100 GPU を 8 基、GPU メモリを計 640GB、ローカル SSD を 30TB、インジェクションバンド幅 3.2Tbps 相当のインターコネク、を搭載した GPU サーバー（以下、「GPU ノード」という）、および付随するサーバー、ネットワーク、ストレージサービス等の形態で提供されます。

(2)の手法で GPU リソースを確保することを希望する事業者については、GPU リソースのノード数を、「100 以下」とします。なお、事業期間（GPU リソースの利用期間は研究開発期間と同じ 10 月中旬（P）から 6 ヶ月となります）を通して使用する GPU ノード数は一定（100 以下）であることとします。GPU ノードを「100 以上」利用したい事業者については、100 を越える分について、個別に調整することで確保することを認めます。

(2)に関し、GPU リソースを提供するクラウドベンダーは以下のとおりとします。

提供クラウドベンダー/GPU ノードの種類：Amazon Web Services/p5.48xlarge（※）

参考：<https://aws.amazon.com/jp/ec2/instance-types/p5/>

（※）ただし、場合によっては異なるクラウドベンダーのサービスを利用いただく可能性があります。

(2)に関し、提案書の記入にあたって使用する GPU リソースの仮単価の計算方法については、本公募に申請を検討する事業者へ個別にお伝えするので、「(連絡先)」に記載の宛先に連絡をお願いします。その際、申請において、GPU リソースの費用を将来の為替変動を考慮した金額で申請することを認めます（ただし、その際の為替想定を明記すること）。

なお、(2)に関しては、使用の有無に関わらず、提供された GPU リソースの利用期間全体に対して費用が発生する点に留意ください（使用した量に応じて費用が発生する従量課金制ではありません）。

ただし、(2)を選択できる事業者は、採択通知日から 1 ヶ月程度内にクラウドベンダーとの契約を締結できる企業等に限ります。

(参考) (2)の手法で確保することが可能/不可能な GPU ノード数の例

- ・確保可能な場合：計算リソース利用期間を通して、(2)の手法で確保する GPU リソースが 30 ノード。
- ・確保不可能な場合 1：計算リソース利用期間のうち、(2)の手法で前半 1 ヶ月で確保する GPU リソースが 30 ノード。（それ以降は(2)の手法で GPU リソースを確保しない。）
- ・確保不可能な場合 2：計算リソース利用期間のうち、(2)の手法で前半 1 ヶ月で確保する GPU リソースが 30 ノード、それ以降に(2)の手法で確保する GPU リソースが 40 ノード。

(連絡先) 仮単価に関する連絡先

商務情報政策局 情報産業課  
情報処理基盤産業室  
担当：杉之尾、古賀

メールアドレス：[bzl-geniac★meti.go.jp](mailto:bzl-geniac★meti.go.jp)

※「★」を「@」に替えて送付してください。

※連絡の際は事業者名、担当者名、連絡先（電話番号・メールアドレス）を記載してください。

以上